

「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業」

【公募要領】

(受付期間) *申請手続の詳細は、P. 6以降をよくご確認ください。

受付開始 : 令和4年 3月30日 (水)

受付締切 : 令和4年 4月15日 (金) 17:00 [締切厳守]

◇申請書類は、特設Webサイトの申請フォームよりご提出ください。やむを得ない理由により申請フォームからの提出が困難な場合には、事前に事務局までご相談ください。

(本事業のお問い合わせ先)

◇地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業 事務局
TEL : 03-6837-1457

◇事務局の対応時間は、9:30~17:30 (土日祝日を除く。)となります。本公募要領及び以下の特設Webサイトに掲載する情報をご覧いただいた上で、ご不明な点があればお問い合わせください。

(特設WebサイトURL) <https://kanban-soshutsu.com>

令和4年3月

地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業 事務局

【目 次】

I. 本事業の目的と内容.....	1
1. 本事業の目的.....	1
2. 本事業の流れ.....	1
II. 補助対象事業者及び補助内容.....	3
1. 補助対象事業者の要件.....	3
2. 補助内容.....	3
III. 申請手続.....	6
IV. 採択事業者の選定.....	7
V. その他、重要説明事項.....	8
別紙.....	11

I. 本事業の目的と内容

1. 本事業の目的

この補助金は、地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図るため、地方公共団体、DMO、民間事業者等の地域の関係者が連携して実施する自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施する事業です。

2. 本事業の流れ

本事業の大まかな流れは、以下のとおりです。

- (1) 補助を受けようとする事業者は、事業計画書を含む、応募書類一式を記入の上、特設 Web サイトにて提出してください。
- (2) 提出書類に基づき、有識者を含む選定委員会にて審査を行った上で、事務局より結果を通知します。
- (3) 採択の通知を受けた事業者（以下「採択事業者」という。）には、その後必修のオンライン研修を受講していただきます。
- (4) 採択事業者には、研修を踏まえて事業計画書を見直し、通知された額の範囲内で必要に応じて内容を修正の上、交付申請書と併せて提出していただきます。
- (5) 採択事業者は、交付決定の通知を受けた後、事業を開始することができます。
- (6) 採択事業者は、策定した事業計画書に基づき、事務局の伴走支援を受けながら事業を実施します。伴走支援として、専門家による助言指導などを用意しています。
- (7) 採択事業者は、事業終了後、実施した事業の結果を報告するとともに、証憑等の精算に係る書類を事務局に提出します。事務局による審査を経て、Ⅱ. 2 (3) に該当する費用について、補助を受けることができます。

<本事業の流れ>

1. 応募（3月30日～4月15日）



2. 採択内示通知（5月中下旬を目途に通知）



3. 必修研修受講（5月中下旬を目途にオンライン受講）



4. 事業計画書提出（5月中下旬を目途に提出）



5. 交付申請書提出（5月中下旬を目途に提出）



6. 交付決定（6月上旬を目途に通知）



7. 事業実施（交付決定後～令和5年2月28日）



8. 完了実績報告・精算書類提出（令和5年2月28日締切）



9. 精算（令和5年3月中）

II. 補助対象事業者及び補助内容

本補助金には、「一般型」、「文化資源連携型」の二類型があります。

- ①一般型 : 「文化資源連携型」以外の事業
- ②文化資源連携型 : 文化財保護法又は文化財保護条例に基づき、指定、選定、登録等を受けた文化財、日本遺産の構成文化財、その他の文化資源を主として活用するもので、別紙「1. 補助対象事業について」に記載のA～Gに該当する事業

「文化資源連携型」については、要件等が一般型と一部異なりますので、別紙をよくご確認ください。

なお、「一般型」、「文化資源連携型」の重複応募はできませんのでご注意ください。また、「文化資源連携型」についても一つの区分のみに応募が可能です。

1. 補助対象事業者の要件

以下の要件を全て満たす者を、本補助金の補助対象事業者とします。

- ・ 地域の関係者と連携すること。
- ・ 地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、民間企業等であること。
- ・ 地方公共団体でない場合は、事業に係る全ての市区町村の同意を得ること。

2. 補助内容

(1) 補助対象事業について

以下の要件を全て満たす事業を、本補助金の補助対象とします。

「文化資源連携型」については、別紙1. に記載の要件についても満たす必要があります。

- ・ 地域ならではの観光資源を活用した、ツアー、アクティビティ、体験、イベント等のコンテンツの磨き上げを図る取組であること。
- ・ 国内居住者を主なターゲットとしつつも、将来的なインバウンドへの活用を見据えた取組であること。
- ・ 事業期間内において、モデルツアーをはじめとした、地域に実際に旅行者が訪れる取組、販路形成、プロモーションなど、販売を想定した総合的な取組であること。
- ・ 本事業終了以降、磨き上げたコンテンツを販売する、又は継続的に実施す

ることを前提とした取組であること。

- ・ 総事業費が 700 万円以上の取組であること。

(2) 補助額

本補助金の補助率及び補助上限額は、以下の通りです。

補助率：500 万円まで定額 (10/10)

500 万円を超える部分については 1/2

補助上限額：1,000 万円

<参考>

総事業費が 700 万円の場合の補助額は 600 万円となります。

(500 万円+100 万円 (200 万円×1/2))

(3) 補助対象経費

本補助金の補助対象経費は、以下の通りとします。

①観光資源を活用したコンテンツの造成に係る経費

- ・ 滞在型コンテンツ、旅行商品等の企画開発
- ・ 観光イベントの実施
- ・ 共通クーポン券等の企画開発
- ・ 名産品の企画開発
- ・ 観光戦略の策定
- ・ ワークショップ、協議会等の開催
- ・ 地域事業者や地域住民に対するセミナーの開催
- ・ 専門家からの意見聴取
- ・ ガイドの育成
- ・ 造成したコンテンツに関するモニターツアーの開催
- ・ 地域資源の多言語情報提供、媒体の整備 等

②備品の購入・設備の導入に係る経費

- ・ コンテンツの造成等に必要となる備品の購入や設備の導入 等
- ※ 本経費については、補助額の上限を 200 万円とします。

③プロモーションに係る経費

- ・ 企画開発したコンテンツを販売するために必要となる写真、動画、ホームページ、チラシ、パンフレット等、対外的な情報発信のための素材やツールの作成
 - ・ 造成したコンテンツの販路拡大を目的とした広告宣伝 等
- ※ 本経費については、補助額の上限を 200 万円とします。

④新型コロナウイルス感染症対策に係る経費

- ・ 必要となる物品（マスク、消毒液、アクリル板等）の購入・レンタル・リース 等

(4) 補助対象外経費

補助対象外となる経費は、以下の通りです。

- ・ 本事業に直接関係のない経費
- ・ 交付決定前に発生した経費
- ・ 事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- ・ 旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- ・ 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- ・ 本事業における資金調達に必要となった利子 等

(5) 補助対象経費の精算

本事業の実施期間は、補助金の交付決定日から令和5年2月28日までです。この実施期間内に、コンテンツ造成等の具体的な事業の実施だけではなく、完了実績報告書を含む、全ての精算書類の提出を済ませるようお願いします。期間内に補助事業を完了できなかった場合は、補助金の交付を受けられない場合がありますのでご注意ください。

(6) 留意点

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の予期できない事由により、事業の一部又は全部が実施できなくなる場合が生じることが考えられますが、事業開始後にこれらの事由が発生した場合のキャンセル料等の経費も対象とします。

Ⅲ. 申請手続

申請者は、締切までに必要な書類を全て揃え、電子申請により提出してください。
申請書類の受付期間、申請ページのURL等は、以下のとおりです。

(1) 申請書類の受付期間

受付期間：令和4年3月30日（水）～令和4年4月15日（金）17：00

※ 〆切時刻までに手続きが完了するよう、時間に余裕を持って申請して下さい。

(2) 申請ページ（特設Webサイト内）

URL： <https://kanban-soshutsu.com>

※ やむを得ず、電子申請が困難な場合は、事務局までご相談ください。

地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業 事務局 TEL：03-6837-1457

(3) 提出書類

以下の提出書類を全て申請ページより提出してください。

提出書類名	一般型	文化資源連携型
事業計画書	様式1-1	様式1-2
費用積算書	様式2	
事業実施スケジュール	様式3	
事業概要	様式4	
市区町村の同意書	様式5	
連携先の同意書	様式6	

(4) 留意点

- ・ 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。
- ・ 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。
- ・ 提出書類に記載する文言や、掲載する写真は公表可能なものを使用してください。
- ・ 提出書類は、行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

IV. 採択事業者の選定

(1) 選定方法

- ・ 有識者を含む委員会において、「(2) 選定の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で選定を行います。
- ・ なお、募集締切り後に、必要に応じて、申請者等に対してヒアリング等を実施する場合があります。

(2) 選定の観点

提出された書類を、以下の観点から審査します。

- ① 持続可能な観光地域づくりへの寄与
- ② 独自性・新規性
- ③ 具体性・計画性
- ④ 実施体制・持続性
- ⑤ 収益性

(3) 選定結果の決定及び通知

- ・ 採択する案件の決定後、5月中下旬を目途に、申請者に対して結果の通知を行います。採択事業者は、内示時に別途指定する期間中に、必修のオンライン研修の受講、及び事業計画書、交付申請書の提出を行っていただきます。
- ・ 個別の審査結果に関するお問合せにはお答えできません。

V. その他、重要説明事項

本事業に係る重要説明事項を以下のとおりご案内しますので、必ずご確認・ご理解いただいた上でご申請をお願いいたします。

1. 補助に関する注意事項

(1) 本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき実施されます。

本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。

応募書類等の内容に虚偽がある場合や、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、採択の取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。

応募書類等の作成・提出に際しては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。

(2) 補助金交付決定の後でないとは補助事業に着手できません。

採択事業者には、補助金の交付申請を行っていただきます。審査の結果、補助金の交付（支払い）対象として認められると、事務局から「補助金交付決定通知書」が補助対象事業者に送付されます。**補助金交付決定前の発注・契約・支出行為は、補助対象外**となりますのでご注意ください。また、精算後の補助金の支払いは、銀行振込方式が原則です（小切手・手形による支払は不可）。

(3) 補助事業の内容等を変更する際は、事前の承認が必要です。

補助事業は、交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、交付決定を受けた金額の範囲内で補助対象事業の内容（軽微な変更を除く。）を変更する際には、変更に係る契約前に、所定の「変更交付申請書」を提出し、変更交付決定を受ける必要があります。内容によっては、変更が認められない可能性がありますので、ご注意ください。

(4) 補助金の交付決定を受けても、定められた期日までに完了実績報告書の提出がないと、補助金の支払いは行いません。

補助金の交付決定を受けた事業者は、**補助事業の完了後、補助事業で取り組んだ内容を報告する「完了実績報告書」および支出内容のわかる関係書類等を、定められた期日までに提出しなければなりません。**もし、定められた期日までに完了実績報告書の提出が確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金を受け取れなくなりますので、必ず期日を守ってください。

(5) 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付決定金額より少なくなる場合があります。

完了実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が含まれていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助金の金額を算出します。

(6) 所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。

単価50万円(税抜き)以上の機械装置等の購入等、告示(平成22年国土交通省告示第505号)により定められたものについては、「処分制限財産」に該当し、補助対象設備投資と認められ、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間において処分(補助対象事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず事務局に承認申請を行い、承認を受ける必要があります。事務局は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存処分制限期間等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

(7) 補助事業関係書類は終了後5年間保存しなければなりません。

補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間(令和10年3月31日まで)、観光庁や会計検査院からの求めがあった際にいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

(8) 国が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。

同一の内容について、国が助成する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業は補助対象となりません。

(9) 補助対象経費における消費税の扱いについて

税制上、補助金は消費税(地方消費税を含む。以下同じ)の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、課税事業者である補助事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人である補助事業者

- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

2. 個人情報の使用目的

本事業の応募に係る提出書類等により取得した個人情報は、以下の目的以外に利用することはありません。

- ・本事業における審査・選考・必要な事務連絡・資料送付等の事業の進行管理のため
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工したデータを作成するため

3. 反社会的勢力の排除

次の①から④に掲げるいずれかに該当することが判明した場合は、採択を取り消します。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

4. その他

本公募要領や特設Webサイト等に掲載のない細部については、事務局の指示に従うものとします。

文化資源連携型について

1. 補助対象事業について

文化資源連携型は、公募要領 4 ページ II. 2. (1)に記載の各要件に加え、以下の文化資源連携型事業共通要件、A～Gの区分ごとにそれぞれ定める要件を満たす必要があります。

<文化資源連携型事業共通要件>

- ・事業実施に当たり活用する文化資源の所有者・管理者等から同意を得ていること（所有者・管理者等の定めがない場合は不要）。
- ・国・地方公共団体から指定等を受けている文化財にあつては、事業実施について都道府県・市区町村の文化財保護部局へ事前に相談、情報共有していること。

【A：先端技術を活用した文化財の魅力発信に係る事業】

先端技術を活用して、多言語解説を含むわかりやすい展示解説及び体験型コンテンツの整備等を行い、国指定等文化財の魅力を高める取組であること。

<事業例>

- ・VR（仮想現実）、AR（拡張現実）、MR（複合現実）等を利用した国指定等文化財を公開・展示するコンテンツを制作する事業
- ・国指定等文化財の高精細・高輝度の映像や画像コンテンツを制作し公開・展示する事業
- ・国指定等文化財の高精細複製品を制作し、体感型の公開・展示等を行う事業等

【B：地域ゆかりの文化資産を活用した展示・発信に係る事業】

- ・国等有する地域ゆかりの文化資産の借用等により、先端技術を活用したコンテンツの整備や多言語解説を含む分かりやすい展示解説を行い、当該地域の歴史・文化・風土・芸術等を効果的・魅力的に展示・発信することで文化資産の付加価値を高める取組であること。
 - ・申請主体が、地方公共団体、博物館（博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に基づく登録博物館若しくは同法第 29 条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 53 条第 1 項但し書きに基づく公開承認施設、その他文化庁長官が認める施設。以下同じ。）又は地方公共団体若しくは博物館を構成員とする実行委員会等であること。
- ※「地域ゆかりの文化資産」とは、具体的に、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する文化資産を指します。なお、応募時点において、内諾が得られ

ているなど、実現可能性の高いものに限ります。

- (1)文化庁や宮内庁等の国の機関において管理する文化資産
- (2)国立文化財機構等の独立行政法人等において管理する文化資産
- (3)当該都道府県外に所在する公私立の機関において管理する文化資産

【C：食文化に係る事業】

- ・特色ある食文化や伝統的なわざに関する食文化コンテンツを造成する取組であること。
- ・食文化を活用した観光を通じ、地域の活性化にも資する取組であること。

【D：Living History（文化財の生きた歴史体感）に係る事業】

- ・史実（資料）に基づく事業内容であること。
- ・文化財に関わる往時のくらしや祭事などを再現することにより、文化財の新たな付加価値（歴史の楽しみ方）を生み出す事業であること。
- ・来訪者が文化財の魅力を体感・体験することができる事業であること。
- ・対象とする文化資源は、国指定・選定・登録文化財を核としたものであること。

【E：日本遺産に係る事業】

- ・事業内容について、地方公共団体又は日本遺産の構成文化財の所在する地方公共団体等によって構成される協議会等の同意を得ていること。
- ・来訪者に日本遺産ストーリーについての理解を深める機会を提供するコンテンツを造成する取組であること。

【F：文化資源の多言語解説整備に係る事業】

- ・文化資源について、来訪者がその魅力を理解するための多言語解説コンテンツ・媒体※を整備することで、地域へ来訪する新たな客層の開拓につながる取組であること。

※日本語に加え、多言語（少なくとも英語を含む1か国語以上の言語による）解説文の載った解説看板の整備やアプリの開発など

- ・英語解説文は観光庁が作成した以下のマニュアルに準拠したものであること。

①HowTo 多言語解説文整備（令和3年3月観光庁）

②地域観光資源の英語解説文作成のためのライティング・スタイルマニュアル（令和3年3月観光庁）

- ・対象とする文化資源は、国指定・選定・登録文化財を核としたものであること。

【G：文化資源の高付加価値化に係る事業】

- ・文化施設・文化資源を活用して、高付加価値旅行層に訴求する上質な文化観光コンテンツを造成し、文化資源等の高付加価値化を図る取組であること。
- ・事業収益が文化資源等の保存・継承に還元され、その価値を守り、高めていく事業であること。

<事業例>

- ・文化施設を貸し切った特別解説ツアー
- ・特別な体験の提供を行うための観覧チケット等の高単価化
- ・職人や通訳案内士からの個別解説を受けながら伝統工芸等を体験するプログラム